

笑いの家 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所） 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人みどりの里が開設する笑いの家地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 センターの保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 笑いの家 地域包括支援センター
- ② 所在地 愛知県豊田市滝脇町杉長入 23

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）
管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。
- ② 担当職員
保健師等 1名以上
主任介護支援専門員 1名以上
社会福祉士 1名以上

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

- 2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事する。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等）

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 提供方法は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第29条から第31条までの規定に従って実施するものとする。
- ② 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定するセンター、介護予防サービス事業所又は利用者宅とする。
- ③ サービス担当者会議は、センター、介護予防サービス事業所又は利用者宅において開催し、指定介護予防サービス事業者の担当者に、利用者の状況等に関する情報、意見等を求めることができるものとする。
- ④ 担当職員による居宅訪問月、その頻度等は次に掲げるとおりとする。この場合において、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り利用者に面接するように努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者の状況把握に努めるものとする。
 - 1) 提供開始月
 - 2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - 3) サービスの評価期間が終了する月
 - 4) 利用者の状況に著しい変化があったとき
- ⑤ 当職員は、モニタリングの結果記録は、少なくとも1月に1回は、行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、豊田市(松平地区)とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに、管理者に報告し、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 サービス提供中に職員または養護者(利用者の家族等養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

第10条

- (1) 職場におけるハラスメントの内容、行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発する。
- (2) 相談(苦情を含む)に対応するために、必要な体制の整備・相談へのための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する。

(業務継続計画)

第11条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第12条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第13条 センターは、担当職員の資質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員で

なくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人みどりの里とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 2 月 17 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 9 月 28 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 6 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 10 月 3 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 5 月 7 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 19 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 11 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 19 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 2 月 24 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。